

第2章 計画の方向性

1 基本目標

男女共同参画社会[※]の実現のためには、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍でき、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会を目指していく必要があることから、次の3つを基本目標とします。

- (1) 固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会
- (2) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会
- (3) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

(1) 固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

性別による固定的な役割分担意識[※]は、職業の選択の幅を狭め、社会での活躍や仕事と家庭の両立を困難にする場合があります。働き手として家族を扶養する責任から長時間労働に陥り、家庭生活への参画が難しくなったり、心身の健康を損ねたりするなど、個人の多様な生き方の選択を阻む一因となっていることから、意識改革を図るとともに、制度や慣習、しきたりなど男女共同参画の視点に立った見直しが求められています。

また、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためには、家庭や学校で、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力を培っていく必要があります。

性別にかかわらず、個人として尊重されながら、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識[※]にとらわれない多様な生き方を可能とする社会を目指します。

(2) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化やグローバル化[※]が進展する中で、男女の別なく多様な価値観や発想・経験を持った人材が、その個性と能力を発揮することが求められています。

女性が個性と能力を十分発揮できる環境の整備に向け、多様な働き方や男性の家事・育児・介護などへの参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[※]を推進し、一方の性に偏らない考え方を取り入れ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、新たな人材の発掘と育成を進めることが、誰もが活躍できる豊かで活力のある社会につながります。

男女がともに個性と能力を発揮できる多様性に富んだ活力ある地域社会を目指します。

(3) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会

男女が互いに人権を尊重し、思いやりを持ちながら社会の対等なパートナーとして理解し合うことが大切であり、性による差別を撤廃し、人間として尊厳と男女の実質的平等を確保することは、すべての人の人権確保につながります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、住民一人ひとりが防災について再考し、女性をはじめとする子どもや高齢者などの多様な意見を反映した訓練を通し、男女の違いなどに配慮した防災対策を進め、地域防災力の向上を図ることが求められています。

男女がともに様々な分野で元気に活躍するために、生活習慣の改善やライフステージに応じた適切な健康の保持促進ができるよう支援し、さらに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、生活に困難を抱えている人も安心して暮らせる社会づくりに向け対策を講じる必要があります。

暴力や虐待などがなく、災害時にも男女が協力し合い、健康に暮らせるよう、男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会を目指します。



八戸市マスコットキャラクター いかずきんズ

2 施策の体系

当市における男女共同参画社会^{*}の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。





